

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

平成23年7月22日

この要綱は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(以下「組合」という。)が発注する建設工事及び建設工事にかかる調査、設計、測量並びに物品納入及びその他の役務等(以下「工事等」という。)の適正かつ円滑な履行を確保するため、組合が行う指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第1 管理者は、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市(以下「構成市」という。)の建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された業者(以下「業者」という。)が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の1に該当すると認められるときは、必要に応じて甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)の意見を聞き、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め当該業者について指名停止を行うものとする。
- 2 管理者は、別表第2の措置要件第4号から第9号までの暴力団関係者等を理由として指名停止を行うときは、あらかじめ所管警察署長の意見を聴くものとする。
- 3 管理者は、前項の規定にかかわらず、構成市において指名停止の措置が取られた場合は、組合においてこれを適用するものとする。
- 4 管理者が指名停止を行ったときは、工事等を所管する関係課長等は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る業者を指名してはならない。当該指名停止に係る業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請負業者及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2 管理者は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負業者があることが明らかになったときは、当該下請負業者について元請負業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 2 管理者は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員である業者について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 管理者は、前項の規定にかかわらず、構成市において指名停止の措置が取られた場合は、組合においてこれを適用するものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 業者が1の事実により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が、同一の事実により構成市において指名停止の措置を受けた場合で、その始期及び終期が構成市により異なる場合は、その始期のうち、最も古い日を組合における指名停止期間の始期とし、その終期のうち、最も新しい日を同指名停止期間の終期とするものとする。
- 3 有資格業者が、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期はそれぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するま

での間（指名停止中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 4 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 5 管理者は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 6 管理者は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 7 管理者は、指名停止の期間中の業者が当該事実について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- 第4 管理者は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。
- 一 談合情報を得た場合、又は担当職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず当該事案について、別表第2第9号、第12号又は第13号に該当したとき。
 - 二 別表第2第10号から第15号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 別表第2第10号又は第11号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
 - 四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく関係課長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第10号又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
 - 五 組合職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第12号から第15号までに該当する業者に悪質な事由があるとき。

（工事事務等の報告及び指名停止の通知）

- 第5 工事等を所管する関係課長等は、この要綱に該当すると思われる工事事務等が発生したときは、速やかに事務局長に報告するものとする。
- 2 事務局長は、第1第1項若しくは第2第1項及び第2項の規定により指名停止を行い、第3第3項から第6項により指名停止の期間を変更し、又は同第7項の規定により指名停止を解除したとき

は、関係課長等に対し別記様式2により、当該業者に対しては別記様式3、4、5により遅滞なく通知するものとする。ただし、当該業者については事務局長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

3 事務局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が組合の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

第6 関係課長等は、指名停止の期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ事務局長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第7 関係課長等は、指名停止の期間中の業者が組合の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない理由に関する措置)

第8 事務局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(事故等に基づく措置の適用範囲)

第9 工事等以外の工事(以下「一般工事」という。)の適用範囲は、構成市内とする。ただし、安全管理が不適切であったため生じた死亡事故を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、山梨県内もできるものとする。

(贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及び不正行為等に基づく措置の適用範囲)

第10 贈賄、暴力団関係者等、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為及び不正・不誠実な行為を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、山梨県内とする。ただし、特に重大かつ悪質なもので管理者が必要と認めるものについては、全国適用もできるものとする。

2 別表第2の措置要件第4号から第9号までの暴力団関係者等を理由として指名停止を行う場合の適用範囲は、全国適用とする。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

別表第 1

組合が発注する工事等において生じた事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|--|--------------------------|
| (虚偽記載) | |
| 1 工事等の請負契約にかかる、一般競争入札及び指名競争入札において、参加資格確認申請書等事前資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 |
| (過失による粗雑工事) | |
| 2 工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。) | 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 |
| 3 工事等以外の工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 |
| (契約違反) | |
| 4 第 1 号に掲げる場合のほか、工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 |
| (公衆損害事故) | |
| 5 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 |
| 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 |
| (工事関係者事故) | |
| 7 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 |
| 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内 |

別表 2

贈賄、暴力団関係者等及び不正行為等に基づく措置基準

| 措置要件 | 期間 |
|--|--|
| (贈賄) | |
| 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が組合職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 業者個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) | 4 か月以上 12 か月以内 |
| ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。) | 3 か月以上 9 か月以内 |
| ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。) | 2 か月以上 6 か月以内 |
| 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等 | 3 か月以上 9 か月以内 |
| ロ 一般役員等 | 2 か月以上 6 か月以内 |
| ハ 使用人 | 1 か月以上 3 か月以内 |
| 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 代表役員等 | 3 か月以上 9 か月以内 |
| ロ 一般役員等 | 1 か月以上 4 か月以内 |
| ハ 使用人 | 1 か月以上 2 か月以内 |
| (暴力団関係者等) | |
| 4 業者である個人又は業者である法人の役員等が、集团的又は常習的に暴力団不法行為を行う恐れのある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 | 当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間 |
| 5 業者である個人又は業者である法人の役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内 |
| 6 業者である個人又は業者である法人の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内 |
| 7 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内 |
| 8 業者である個人又は業者である法人の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内 |

| | |
|---|--------------------------|
| 9 本組合工事等の施工に当たり、受注者が暴力団関係者から不当介入（不当要求又は工事妨害）を受けたにもかかわらず、その旨を発注者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上2か月以内 |
| (独占禁止法違反行為) | |
| 10 工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から3か月以上12か月以内 |
| 11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から |
| イ 県内の他の公共機関の職員 | 2か月以上9か月以内 |
| ロ 県外の他の公共機関の職員 | 1か月以上9か月以内 |
| (競売入札妨害又は談合) | |
| 12 工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内 |
| 13 工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内 |
| 14 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内 |
| 15 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内 |
| (建設業法違反行為) | |
| 16 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |
| 17 請負契約を締結した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2か月以上9か月以内 |
| (不正又は不誠実な行為) | |
| 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |
| 19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱運用細目

(暴力団関係者等の指名停止措置要件について)

| 措置要件 | 組合建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱運用細目 |
|---------|--|
| 別表第2第4号 | <p>1 「経営に事実上参加している」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 株主として事実上経営を支配していると認められるとき。 イ 顧問、相談役等の肩書きを持ち、経営に関与していると認められるとき。 ウ 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計になっていると認められるとき。 <p>2 「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員又は特定の暴力団とのつながりが明らかな準構成員をいう。</p> |
| 別表第2第5号 | <p>1 「暴力団関係者を使用した」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団関係者を使用して、入札において自社が有利となるように他社を妨害したとき。 イ 暴力団関係者を使用して、下請に使用するよう他社に強要したとき。 ウ 暴力団関係者を使用して、工事代金の債務を履行せず、又は不当な値引きを強要したとき。 エ 正当な債権であっても、暴力団関係者を使用して、債権の履行を強要したとき。 |
| 別表第2第6号 | <p>1 「金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えた」とは、次のような場合を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 商取引、冠婚葬祭等社会的儀礼行為において社会通念上適切な 価格を著しく超えているとき。 イ 自社工事の施工に関し、騒音等迷惑料、地域対策費等いかなる 名目であれ、正当な理由のない金品を供与したとき。 ウ その他、正当な理由のない財産上の利益を与えたとき。 エ 暴力団関係者が実質的に経営を支配している会社、実質的に運営を支配している団体等に対して、情を知って、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えた場合についても、同様の処分の対象とする。 |
| 別表第2第7号 | <p>1 「社会的に非難される関係」とは、次のような場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自らが主催するパーティその他の会合に暴力団を招待し、又は暴力団員が参加するパーティその他の会合に招待されること。 イ 暴力団関係者と飲食、旅行、ゴルフ、マージャン等をする事。 ウ 暴力団関係者と共同で事業(建設業以外)を行っていること。 エ 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること。 オ 暴力団事務者や暴力団関係者宅へ出入りすること、又は建設業者の事務所や自宅に暴力団関係者が出入りすること。 |